

広報ひがし

土地改良区の現状 令和4年4月現在

●組合員数	2,104人
●面積	2,140.2ha
●内田	1,934.8ha
●畑	205.4ha

第27号

令和4年10月20日発行



愛宕堰（アーチ型コンクリート固定堰）

愛宕堰は、広瀬川の愛宕橋から約100m下流の位置にあり、昭和26年11月に着工し、昭和29年6月に完成しました。愛宕堰から取水された農業用水は仙台東土地改良区管内の水田（1,935ha）に灌漑されます。



仙台東土地改良区

御 挨拶



水^み土^ど里^りネットひがし
仙 台 東 土 地 改 良 区
理 事 長 佐 藤 稔

「広報ひがし」発刊にあたりご挨拶を申し上げます。

紅葉の候、組合員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より仙台東土地改良区事業運営に対しまして一方ならぬご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝と御礼を申し上げます。

2022年米の作柄概況は8月31日現在で宮城県は、やや良の豊作基調との事です。3月の福島県沖地震、7月・8月は各地において記録的な大雨、仙台も降水量が多く気温30度越えの猛暑日何日も続き平均気温は平年を上回りました。そのような中で、極端な渇水にならなかった事に安堵しているところであります。台風シーズンを迎え稲の刈取り終了まで気の抜けない時節ではありますが、豊作を期待しております。

私達は、東日本大震災の再生へ「心」をひとつにして震災後の11年間を災害の復旧と復興に努めてまいりました。これからも『自分達のことは自分達で』をスローガンに生涯をかけ共に歩いて

行ければと思っているところです。

又、業務委託を受けておりました、換地清算金の業務も概ね終了の域に達し、相続等で権利者が確定できずにおられる方等におかれましては今後行政当局へお願いをし、手続きをしていただくこととなりますので、ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

組合員の皆様はもとより国・宮城県・仙台市等、関係機関・関係諸団体のご支援ご尽力により、仙台東部の農地は東日本大震災前の農地に蘇りつつあります。肥料・燃料等生産資材の高騰・電力料金の値上げ等、農業情勢を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、これまでに増して特段のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。まだまだコロナ感染症の終息が見えない中ではありますが、役員・職員共に組合員皆様の負託に応えられますように頑張っております。

最後になりますが、組合員の皆様をはじめ関係各位のご健康とご多幸、そして益々の発展ご繁栄をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。

通常総代会開催

令和4年3月25日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、第26回通常総代会が開催されました。七郷地区中荒井選出、大泉俊雄総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 仙台東土地改良区会計規程の一部改正(案)について
- 第2号議案 仙台東土地改良区財政調整積立金設置規程の一部改正(案)について
- 第3号議案 令和3年度経常部会計収入支出補正予算(案)について
- 第4号議案 令和4年度事業計画画(案)について
- 第5号議案 令和4年度一般会計収入支出予算(案)について
- 第6号議案 令和4年度一般会計賦課金賦課徴収方法(案)について
- 第7号議案 令和4年度役員報酬(案)について
- 第8号議案 令和4年度維持管理決済金(案)について
- 第9号議案 令和4年度特別会計(太陽光発電所)収入支出予算(案)について
- 第10号議案 令和4年度収入金の預け入れ金融機関(案)について

臨時総代会開催

令和4年7月22日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、令和4年度臨時総代会が開催されました。高砂地区荻袋選出、黒澤紀美夫総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 令和3年度経常部会計収入支出補正予算(案)について
- 第2号議案 令和3年度特別会計(太陽光発電所)収入支出補正予算(案)について
- 第3号議案 令和3年度特別会計(発電施設建設改良関係積立金)収入支出補正予算(案)について
- 第4号議案 令和3年度事業報告について
- 第5号議案 令和3年度経常部会計収入支出決算承認について
- 第6号議案 令和3年度特別会計(財政調整積立金)収入支出決算承認について
- 第7号議案 令和3年度特別会計(維持管理決済金積立金)収入支出決算承認について
- 第8号議案 令和3年度特別会計(事務所建設資金引当積立金)収入支出決算承認について
- 第9号議案 令和3年度特別会計(職員退職死亡給与引当積立金)収入支出決算承認について
- 第10号議案 令和3年度特別会計(太陽光発電所)収入支出決算承認について
- 第11号議案 令和3年度特別会計(発電施設建設改良関係積立金)収入支出決算承認について
- 第12号議案 令和3年度特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務)収入支出決算承認について
- 第13号議案 令和3年度財産目録について
- 【 決算監査意見書 】
- 第14号議案 令和4年度一般会計収入支出補正予算(案)について
- 第15号議案 令和4年度特別会計(発電施設建設改良関係積立金)収入支出補正予算(案)について

令和3年度 決算状況

■ 経常部会計

- 収入決算額……………227,862,236円
- 支出決算額……………200,093,315円
- 収支差引額…………… 27,768,921円 (次年度へ繰越)

収 入			支 出			(千円)
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	
組 合 費	116,326	51.1%	事 務 費	68,919	34.4%	
補 助 金	16,700	7.3	維 持 管 理 費	72,594	36.3	
負 担 金	4,107	1.8	雨 水 幹 線 維 持 費	4,826	2.4	
受 託 費	9,584	4.2	財 産 費	50,000	25.0	
雑 収 入	4,138	1.8	負 担 金	135	0.1	
繰 入 金	27,000	11.9	諸 費	3,619	1.8	
繰 越 金	50,007	21.9	予 備 費	0	0	
合 計	227,862		合 計	200,093		

■ 特別会計

区 分	収 入	支 出		(円)
		支 出 済 額	次 年 度 繰 越 金	
財 政 調 整 積 立 金	127,266,427	0	127,266,427	
維 持 管 理 決 済 金	23,895,392	0	23,895,392	
職 員 退 職 給 与 引 当 積 立 金	52,515,481	0	52,515,481	
事 務 所 建 設 資 金 引 当 積 立 金	51,825,377	9,801,771	42,023,606	
太 陽 光 発 電 所	67,096,623	67,096,623	0	
発 電 施 設 建 設 改 良 関 係 積 立 金	70,500,131	0	70,500,131	
国 営 仙 台 東 地 区 換 地 処 分 等 業 務 (令 和 3 年 度)	264,812,139	262,671,700	2,140,439	

財政調整積立金、維持管理決済金、職員退職給与引当積立金、事務所建設資金引当積立金は、複式簿記への移行により令和3年度で廃止になりました。収支差引額については令和4年度より特定資産積立に移行し積立は継続しております。

又、国営仙台東地区換地処分等業務についても令和3年度で廃止となり、収支差引額は令和4年度の一般会計に繰越いたしました。

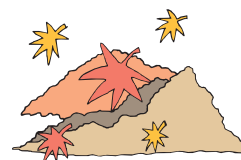
■ 財産概要

■ 資産 ……………784,289,254円

流動資産 ……………345,303,410円
預 金 ……………29,909,360円
出 資 金 ……………973,000円
未 収 金 ……………220,013円
特定資産 ……………314,201,037円
固定資産 ……………438,985,844円

■ 負債 ……………352,447,216円

短期負債 ……………314,201,037円
長期負債 ……………38,246,179円



令和4年度 予算概要

■一般会計

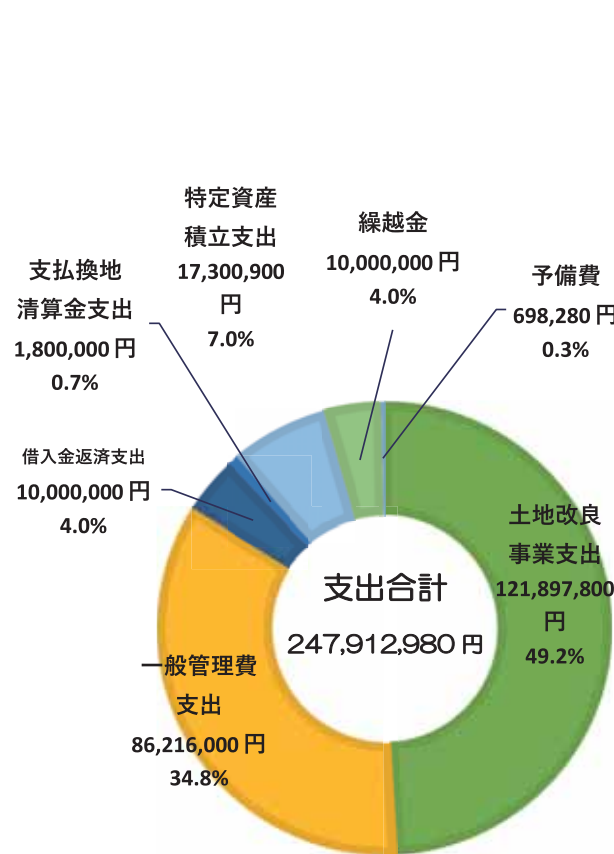
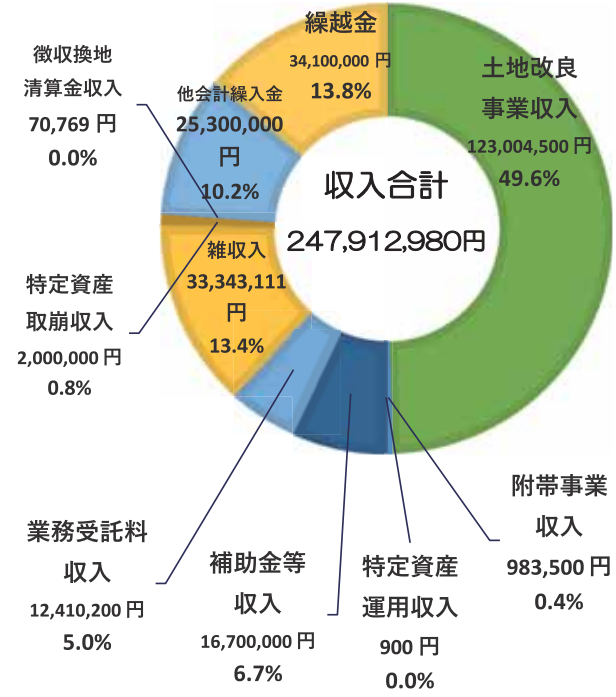
収入の部
予算額
247,912,980 円

支出の部
予算額
247,912,980 円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
土地改良事業収入	123,004,500	123,820,663	-816,163
附 帯 事 業 収 入	983,500	983,500	0
特定資産運用収入	900	900	0
補 助 金 等 収 入	16,700,000	16,700,000	0
業 務 受 託 料 収 入	12,410,200	12,410,200	0
雑 収 入	33,343,111	818,500	32,524,611
特定資産取崩収入	2,000,000	2,000,000	0
徴収換地清算金収入	70,769	262,682,128	-262,611,359
他 会 計 繰 入 金	25,300,000	25,300,000	0
繰 越 金	34,100,000	51,743,823	-17,643,823

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
土地改良事業支出	121,897,800	94,490,200	27,407,600
一 般 管 理 費 支 出	86,216,000	87,016,000	-800,000
借 入 金 返 済 支 出	10,000,000	10,000,000	0
支払換地清算金支出	1,800,000	262,681,375	-260,881,375
特定資産積立支出	17,300,900	40,800,900	-23,500,000
繰 越 金	10,000,000	0	10,000,000
予 備 費	698,280	1,471,239	-772,959

単位：円



令和4年度 予算概要

■特別会計

**収入の部
予算額
57,001,300 円**

**支出の部
予算額
57,001,300 円**

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減
発電事業収入	57,000,000	57,000,000	0
特定資産運用収入	300	100	200
他会計繰入金	1,000	1,000	0
			0

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減
土地改良事業支出	2,363,000	2,363,000	0
一般管理費支出	1,660,000	1,660,000	0
特定資産積立支出	27,678,300	27,978,100	-299,800
他会計繰出金	25,300,000	25,000,000	300,000

令和4年度 経常賦課金

令和4年度の経常賦課金は、下記の通りとなります。(賦課金は毎年4月1日現在の土地改良区台帳の面積を元に算出されます。)

種 別		1,000m ² 当り賦課額	賦課期日	納 期 限
経常部	管内全域	経常賦課金 田 5,700円、畑 2,850円	5月末日	7月末日

当土地改良区では、経常賦課金のお支払いを仙台農業協同組合（JA仙台）の自動口座振替にて実施しております。まだ申し込みをされていない方は是非ご利用願います。

申し込み手続き

土地改良区で『口座振替依頼書』に必要事項を記入して頂きます。申し込みには印鑑（届出印）をお持ち下さい。

振替日と残高確認の励行

ご指定の預金口座より納期限日に振替になります。従って、振替日に預金口座の残高が不足していると振替ができませんので、あらかじめ振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。

賦課金のお支払いはお忘れなく!!
納期限を過ぎると延滞金が発生いたします。分割払いも承っておりますのでご相談下さい。



令和4年度 決 済 金

区 分	地 域	種 別	金 額 (1m ² 当り)
経常賦課金	全 地 域	維持管理決済金	地目別決済額
			田 26円、畑 13円

- ☆農地転用・用地買収等農地から除外する場合は決済金のお支払いが必要となります。
- ☆その他に、納めていなかった経常賦課金がある場合は、精算していただきます。

令和3年度 維持管理事業

1. 維持管理施設の状況

1) 幹線支線水路

六郷堀（600m）、七郷堀（1,200m）、高砂堀（950m）、仙台堀（500m）、鞍配堀（1,000m）の各幹線水路は例年通り、若林区役所・宮城野区役所発注の業者により法面の除草作業、浚渫工事が行われました。

また、仙台バイパス下流の幹線・支線水路については、仙台市より補助金交付を受け組合員総出役作業により各集落の管理丁場は計画通り完了することが出来ました。

2) 揚排水機場

各揚排水機場のポンプ及び補機類などは業者委託により保守点検を行い、機場運転手、各揚排水施設管理者の調整により円滑な通水が行われました。

3) 幹線支線排水路

各幹線支線排水路は稲刈前の落水時期と台風などに備え、流水に支障を来さないように管内一斉による刈払い清掃を8月末日までに組合員総出役により実施しました。

4) 他事業との関係

仙台市或いは関係者が行う農道及び水路等の土地改良施設に関する工事は全て各関係機関と協議の上、用排水に支障を来さないように施工しました。今後も土地改良施設の良好な管理と公益的機能の役割を果たす為、関係者及び組合員皆様の協力が必要と思われます。

2. 維持管理工事の施工状況

1) 水路費・維持費（用排水路・パイプライン）
用排水路の修繕・ゲートの交換整備補修等
.....28件

2) 揚排水費・修理費（揚排水機場）
補機類の修理・電気設備工事等..... 7件

3) 揚排水費・委託料
東北電気保安協会・始動前の保守点検業務等
..... 5件

4) 道路費・維持費
農道の整地等..... 2件

5) 協議、承認件数（26件）
協議件数16件
工事同意承認件数..... 3件
雨水放流承認件数..... 5件
下水放流承認件数..... 2件

■揚排水費・修理費

一本杉北排水機場ポンプ整備工事（若林区荒浜字一本杉北地内）



整備前（ポンプ引き上げ）



分解



コイル巻替中



整備完了

国営造成施設管理体制整備促進事業

強化支援費12,000,000円・推進活動費300,000円
負担割合（国50%・県1%・市49%）

啓発活動（ゴミの不法投棄防止・水利施設見学）

令和4年3月15日、昨年同様新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小し関係機関のみで大沼周辺清掃美化活動実施しました。

途中、本土地改良区が管理する大沼第3揚水機場を見学し、揚水機場の多面的な機能と役割を理解してもらいました。

次回開催については、一日も早く新型コロナウイルスが終息し一般市民の方々の参加を頂いての開催を願うところであります。



清掃活動状況



参加者による集合写真

土地改良区からのお知らせ

農業用機械の利用について

令和3年3月末で区画整理事業が完了し、将来的に大区画化に伴う水田の均平不良、暗渠排水機能の効果の維持、石礫発生時の対応等が予想されることから、不具合対応の為に農業用機械を導入し各営農組織へ配置しました。

以上のような不具合が生じた場合は組合員の方から各営農組織へ作業を依頼し対処して頂きます。

尚、営農組織の照会・利用料金等の問い合わせについては、土地改良区まで連絡願います。

1. レーザーレベラー（4台）……水田の均平不良の対応
2. モミサブロー（15台）……暗渠排水機能効果の維持
3. ストーンピッカー（3台）……石礫等の除去



レーザーレベラー



ストーンピッカー

土地改良区からのお願い

代掻き・田植え時期について

当土地改良区管内の用水はパイプラインを通して各水田へ供給する方法へと変わっております。（一部の開水路を除く）

そこで、代掻き用水は各ブロック毎に日割りのエリアを決めて用水を供給することになります。**通水日程については毎年4月上旬以降、揚水機場とホームページにおいて掲示しておりますので、各自確認の上、農作業を行って頂きますようご理解とご協力をお願いします。**



六郷2ブロック三本塚揚水機場



代掻き用水日程表（参考）

給水栓近くでの機械作業に注意！

トラクターやコンバイン等で農作業中に誤って給水栓を壊してしまう事例が多く発生しています。

また、直接給水栓に当たらなくても、コンクリート柵に接触することによって破損してしまう場合があります。

破損してしまった場合の**修理費用は自己負担**となりますので、ご注意願います。

給水栓操作時の注意点！

給水栓を操作する際は絶対に**顔を近づけないよう**ご注意願います。パイプの接合部分が接着剤の硬化、経年劣化等により水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりしてケガをする事故が心配されます。

また、給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度バルブを**全開**にしてゴミを取り除いて下さい。



大雨時は用水を停止します

大雨や台風が予想される場合等、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。雨が止んでも河川の状況や下流部の排水状況により、すぐには通水出来ないことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

用水管理について

農業用水は、河川管理者（国土交通省）より許可された水利権によって取水量や期間が定められており、組合員の共有財産であります。

限りある農業用水を公平に利用する為、一人ひとりの「適切な水管理」「譲り合いの精神」を大切に、ご協力をお願いします。



こんなときにはすぐ連絡を

当土地改良区で管理する土地改良施設への事故等による破損事故が管内で多発しております。このような時には原因者の責任で復旧することになりますが、原因者不明の場合は土地改良区の負担で復旧工事をしなければなりません。事故による施設破損事故を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいますようお願い致します。



ゴミの不法投棄

農業用排水路への粗大ゴミ等の不法投棄は毎年減るどころか増える一方です。家電製品や家具類をわざわざ水路敷や水路の中へ並べていくなど、益々悪質になってきております。それらのゴミが用排水の流れを阻害し、道路・住宅への冠水被害の原因にもなりかねません。また、それらによっておきた事故等の損害経費は全て土地改良区組合員の負担となりますのでゴミ等の不法投棄をしないように呼びかけをして下さいますようお願い致します。



新型コロナウイルス感染症に対する

当土地改良区の対応について

新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、当土地改良区ではマスク着用での対応をさせていただいております。

用排水の相談・組合員資格交代、農地転用手続き等による事務所へのご来所につきましては、感染拡大防止をふまえ、玄関先での検温・手指のアルコール消毒・マスク着用をお願いします。

組合員の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

感染症拡大防止にご協力ください



仙台東地区で土づくりを行っている方、 土づくりを行いたいと考えている方 の情報提供をお待ちしています

仙台東土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日々営農に取り組まれているものと存じます。

仙台東地区営農支援連絡会※では、仙台東地区における土づくりの取組（予定）面積について把握したいことから、土づくりを行っている方または考えている方は、11月15日（火）までに取組（予定）面積、氏名、住所、電話番号を、下記連絡先へ「電話・FAX・メール」にて情報提供いただきますよう、お願いします。

なお、土づくりに活用可能な農林水産省の補助事業等は次のとおりです。事業等の活用にあたっては、農家負担が伴いますので、ご了承ください。

※仙台東地区営農支援連絡会

仙台東地区の営農の定着を図る取組みに対して、支援を行うことを目的に「仙台東地区営農支援連絡会」（宮城県、仙台市、仙台農業協同組合、仙台東土地改良区、東北農政局）を設置しました。

【土づくりに活用可能な農林水産省の補助事業等 令和4年時点の概要】

○農地耕作条件改善事業

土層改良に要する資材等経費を支援。

○産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開））

堆肥を活用した土づくりの実証に必要な経費を支援。

○水田活用の直接支払交付金（産地交付金）

水田で食料自給率・自給力の向上に資する作物を生産する農業者を支援。県や地域農業再生協議会の裁量で、計画的な土づくりのための地力増進作物の作付けに対する支援も可能。

○環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上の低減する取組と合わせて行う、有機農業、堆肥施用、緑肥作付けの取組を支援。

注）事業毎に採択要件があり、国庫補助率あるいは支援単価は各々異なります。

（連絡先） 仙台東地区営農支援連絡会 事務局（東北農政局農地整備課）

住 所：仙台市青葉区本町3-3-1

電 話 番 号：022-263-1111（内線4460、4459）

平日 9：00～17：00

FAX 番 号：022-715-8217

メ ー ル：michihiko_nakamur710@maff.go.jp

担 当：中村（なかむら）、小柳（こやなぎ）

手続きは忘れずに!!

以下のようなときは必ず土地改良区に届出をして下さい。

①農地を転用する場合

土地改良区の区域内であれば、手続きや決済金の納付が必要となります。たとえ、地目が“畑”等であっても改良区までご確認下さい。田に盛土など現状を変える場合もご相談下さい。

②農地を公共用地（道路・河川）に買収された場合及び地目変更される場合

この場合も手続きや決済金の納付が必要となります。

※決済金の徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、自供負担金及び長期負担借入金並びに施設の維持管理等の負担額を一時払いで決済していただくものです。

③組合員の資格に移動があった場合

- ・農地を売買又は交換したとき。相続又は、贈与されたとき。
- ・農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられたとき。
- ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても土地改良区はわかりません。
直接改良区に届け出がなければ、土地改良区の台帳は変更されませんのでご注意下さい。

届出用紙は土地改良区に準備してあります。

滞納賦課金は新しい組合員が負担!!

農地の移動・売買の際、その土地の賦課金に滞納がある場合は、買った人が滞納賦課金を支払うよう法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。土地改良区に確かめてから契約するよう注意してください。

改良区の届出書類

書類の名称	関係のある届出内容
<input type="radio"/> 組合員資格得喪通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員変更 ・ 農地転用（農地法 第4条、5条） ・ 農地移動（農地法 第3条 / 売買、贈与、賃貸借） ・ 土地の分筆・合筆・改良工事 ・ 地区除外申請 等
<input type="radio"/> 住所・電話番号変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所変更 ・ 電話番号変更
<input type="radio"/> 農地転用等の通知書 <input type="radio"/> 農地転用に関する協議書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用（農地法 第4条、5条）
<input type="radio"/> 地区除外申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用（農地法 第4条、5条） ・ 地区除外申請
<input type="radio"/> 農地移動確認証明願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地移動（農地法 第3条 / 売買、贈与、賃貸借）
<input type="radio"/> 口座振替依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課金の口座振替（新規/停止）
<input type="radio"/> 農地の所有者及び耕作者の異動申告書 ※新たに追加になりました	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の変更（相続） ・ 耕作者の変更（新規契約/契約解除）
<input type="radio"/> 工事同意願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋（暗渠を含む） ・ 水路護岸 ・ 水路横断管理設等
<input type="radio"/> 雨水放流承認願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の雨水を放流する場合
<input type="radio"/> 下水放流承認願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽処理水放流 ・ 雑排水放流 等

農地の所有者及び耕作者の異動申告書

別記土地改良区地域内の土地について 次のとおり所有者、耕作者の異動をしたいので土地改良法第43条の規定により申告いたします。

令和 年 月 日

組合員 (コード:) (地区名:)

住所 仙台市若林区荒井字上目南 20

水
土
里

水土里 花子

電話番号 (022) - 288 - 5026

仙台東土地改良区 理事長 殿

記

1. 対象の土地

区	大字	字	地番	地目		地積 (㎡)	備考
				登記簿	用途		
若林	荒井	上目南	20-1	田	田	1,234	
〃	〃	〃	20-2	畑	畑	567	

2. 異動理由 (該当部分を○で囲んでください、その他の場合は理由を記載願います)

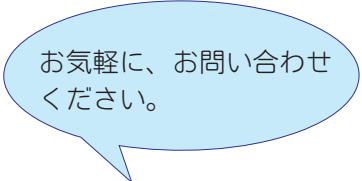
相続 ・ 耕作契約 ・ 契約解除 ・ その他 ()

3. 変更対象者 (該当者に○をつけてください)

耕作者 ・ 所有者 ・ 耕作者と所有者

コード	フリガナ氏名又は名称	住所	連絡先
変更前	ミドリ タロウ 水土里 太郎	仙台市若林区荒井字上目南 20	288 - 5026
変更後	ミドリ ハナコ 水土里 花子	仙台市若林区荒井字上目南 20	288 - 5026

※届け出書類は、改良区にあります。詳しくは、お問い合わせ下さい。



※ 赤字は、記入例です

きけん

あそばない
「すいろ」や「ためいけ」



水難事故防止にご協力を

家族、地域ぐるみで是非お声がけをしていただき、水路・ため池での水難事故防止にご協力をお願い致します。

当土地改良区では防護柵、事故防止看板の設置、小学校、幼稚園、保育園等に対する子供たちへの注意指導のお願いなど行っております。今後も引き続き水難事故防止に努めて参りますので、皆様方のご協力をお願い致します。

みどり
水士里ネットひがし

〒984-0032 仙台市若林区荒井字上目南20
TEL.022-288-5026 FAX.022-288-5208
E-mail: sendai.e.tokai@orion.ocn.ne.jp
<https://www.midorinet-higashi.com/>

